

一般廃棄物最終処分場維持管理計画

一 飛散、流出

埋立地には1 m以上の覆土がなされているため、一般廃棄物の飛散流出はないが、定期的に埋立地を見回り、廃棄物が飛散流出していないか確認を行う。

二 悪臭

埋立地には1 m以上の覆土がなされているため、悪臭は発生しないが、定期的に最終処分場を見回り、悪臭が発生していないか確認を行う。

三 火災

多量の可燃性ガスの湧出は確認していないが、一部に少量ではあるがメタンガスの発生を確認している地点があるため、当該地点に設置されているガス抜き管を高くし、メタンガスを拡散させることにより、火災を防止する。

四 衛生害虫等

埋立地には1 m以上の覆土がなされており、害虫の発生はない。

五 囲い

みだりに人が立ち入るのを防止するため、最終処分場の囲いを設置し、囲いが破損した場合には補修、復旧する。なお、囲いについては、従前のものを誤って撤去してしまったため、新たな囲いを設けるまでの間、安全柵等を用いて人がみだりに立ち入ることの無いような措置を講ずる。

埋立地の周囲には杭等によりその範囲を明らかにする。

六 立札

一般廃棄物の最終処分場であることが分かるように、出入り口付近に立札を設置する。立札は、一見して分かるような場所に設置し、汚損又は破損した場合は補修、復旧する。

七 擁壁等の点検

擁壁等の点検は、定期的に地上に現れている部分に対する視認をすることにより行う。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。

八 遮水工の点検

遮水工の大部分は廃棄物により覆われているため、遮水工の点検は、地上に現れている部分について、視認等により、遮水シート及びその上部に敷設された不織布等の劣化や破損の有無、接合部の状況等を点検し、破損またはおそれがある場合には修復等を行う。

定期点検の頻度は、遮水工の状況を勘案して適宜設定する。なお、地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行う。

九 地下水等の水質検査

地下水等の水質検査は、最終処分場の遮水工が機能し、周縁の地下水等の汚染が

生じていないことを確認するために行う。

水質検査を行う地下水については、最終処分場の周縁の観測井2箇所から採取する。

十〇 地下水等の検査

地下水等検査項目の測定は、1年に1回以上行い記録するが、検査を行う地下水等の電気伝導率または塩化物イオン濃度の測定値が高く、地下水等の水質悪化の状況を的確に把握できないと判断される場合にあっては、6月に1回以上行う。

十一 塩化物イオン濃度の異常時の措置

塩化物イオン濃度が明らかに上昇する等異常が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目の測定を行う。

十二 地下水等の水質の悪化が認められた場合の措置

地下水等の水質の悪化が認められた場合には、塩化物イオン濃度を速やかに再度測定するとともに、水質の詳細な調査を始とする水質悪化の原因の調査の実施等の生活環境の保全上必要な措置を講じる。また、地下水等の水質の悪化が認められたことを廃棄物対策課に連絡する。

十三 調整池の点検

目視により調整池の亀裂や漏水等の有無の点検を行い、損壊するおそれがある場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。

十四 浸出水処理設備の維持管理

浸出水処理施設の機能の状態を点検し、破損、機能不良、薬剤不足等が判明した場合は、補修、改良、補充等を行う。また、放流水の水質検査の結果、排水基準を超えていれば、直ちに放流を中止し、その原因を調査するとともに必要な措置を講じる。この場合、浸出水量や質の予測不備、異状出水時対策や調整機能の欠如、容量不足、処理方式の不適等に起因することが多いので、これらの点に留意する。

水質検査の頻度は、排水基準等に係る項目のうち、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量（以下「水素イオン濃度等」という。）を除く項目にあっては1年に1回以上とし、水素イオン濃度等にあっては1月に1回以上とするが、水質検査の結果についてその前に行った検査の結果と比較して大きく濃度が上昇しているなど変動が見られる場合にあっては、適宜頻度を増やす。

また、上記の他、日常においては、自動測定器で監視し管理基準以下となるよう維持管理を行う。

十五 開渠の維持管理

開渠その他の設備から土砂等を除去し、常に良好な状態にしておく。

十六 発生ガスの排除

通気装置を埋立地に6箇所配置する。測定は6月に1回実施する。

十七 開口部の閉鎖

埋立地の開口部からの一般廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災の発生及び雨水の浸透を抑制する等のため、埋立地の開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行い、概ね1m以上の厚さとなる方法により既に閉鎖している。

十八 覆いの破損防止

1年に1回覆いの点検を行い、破損のおそれがある場合には補修、復旧を行う。

十九 記録の作成及び保存

擁壁等の点検、放流水の検査、遮水工の補修等を行った場合は、その結果を記録する。また、作成された記録は、最終処分場の廃止までの間保存する。

二十 廃止前の上部利用について

最終処分場の上部について下記の利用を計画している。なお、下記施設の設置にあたり当該最終処分場が「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年厚生省令第1項）」第1条第1項に定める技術上の基準を満たすことについては、別添計算書1から4のとおり確認済みである。

(1) 管理用道路の設置

最終処分場の管理を行うため、また、球技場及び災害時のごみの仮置き場への搬入を行うために設置済み。最終処分場の管理を行う平日のみ開放し、閉庁時は人がみだりに立ち入ることのないよう封鎖している。

(2) 球技場

迷惑施設である、当該最終処分場の設置を認めた地元に対し、開庁時に貸出しを行う予定。

(3) 電柱及び水道の設置

球技場及び災害ごみ仮置き場の照明や手洗い、散水設備として設置を予定している。

(4) ペットボトル選別施設、スプレー缶ガス抜き施設の設置

各家庭から回収したペットボトル及びスプレー缶の処理を行うために設置している。

(5) 不燃物の一時保管場所

不燃物の破碎施設のメンテナンス時に一時的に不燃物を保管するために設置。不燃物から生ずる汚水については、公共用水域に流出しないよう埋立地に地下浸透させ、当該最終処分場の浸出水処理施設にて処理を行う。

(6) 不法投棄物の保管場所

公有地に不法投棄された廃棄物の一時集積場所として使用。不法投棄廃棄物

から生ずる汚水については、公共用水域に流出しないよう埋立地に地下浸透させ、当該最終処分場の浸出水処理施設にて処理を行う。

(7) 放置車両の保管場所

公有地に放置された車両の保管場所として使用。油漏れの車両を保管する可能性もあるため、油が流出しないよう、油水分離槽を設けている。

(8) 災害ごみ仮置き場の設置

災害時に発生する廃棄物の仮置き場として整備を計画している。災害ごみから生ずる汚水については、公共用水域に流出しないよう埋立地に地下浸透させ、当該最終処分場の浸出水処理施設にて処理を行う。